

高齢者等への対応に関する主な取組み

令和6年4月3日
金 融 庁



全国銀行協会 「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」 (令和3年2月18日公表)

- 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書 (令和2年8月公表) 等を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、全国銀行協会を含めた業界の取組み等を支援
- 全国銀行協会において、認知判断の力の低下した顧客等の支援を目的として、「金融取引の代理等に関する考え方」を公表

金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方 (公表版)

I. 金融取引の代理等に関する考え方

1. 銀行界を取り巻く現状 (代理取引の課題)

- 銀行の預金は基本的には本人の資産であり、預金を払い出す場合には預金者本人の意思確認が必要となるため、家族といえども預金者の預金を払い出すことはできない。
- 銀行においては、認知判断能力が低下した顧客との取引をする場合、民法上の法定後見制度である補助人、保佐人の同意を確認のうえ本人との取引を行う、あるいは成年後見人や任意後見制度にもとづく任意後見人を介して、代理取引を行うのが一般的である。
- しかしながら、成年後見制度¹⁾の利用者総数は2018年12月末で約22万人にとどまっている²⁾。
- 銀行の実務においては、ご家族に成年後見制度の利用を促しても、月々の費用や、第三者に家族の資産を委ねることへの抵抗感等を理由に制度を利用してもらえないケースがある一方、本人の医療費、施設入居費、生活費等の支払いに充当するため、親族等への預金の払出し (振込) を求められるケースも多々ある。
- さらに、預金が僅少となり、投資信託等の金融商品しかまとまった資産が残っていない場合、親族等による金融商品の解約等 (売却) を求められるケースも生じている。
- 本考え方は、銀行の窓口等において、高齢のお客さま (特に認知判断能力の低下した方) や代理の方と金融取引を行う際の参考となるよう取引のポイントや、好事例等を掲載している³⁾。

¹⁾ 成年後見制度は、法定後見制度 (後見・保佐・補助) および任意後見制度の2つの制度で構成されている。

²⁾ 2012年時点で65歳以上の高齢者のうち、認知症の方の数は約462万人と推計されている。なお、本統計は高齢者のみについての統計であり、65歳未満 (若年性認知症の方等) の数は含まれていないことについては留意が必要。

³⁾ なお、銀行としてより厳格な対応を行うケースや、取引のリスクが大きいと判断された場合に取引を謝絶するケースはあり得る。

⁴⁾ 法律構成や実務対応の考え方などは、日本金融ジェントロジー協会の「法人特別会員ワーキング・グループ報告書」(2020年12月23日) に依頼するところが大い。
http://www.ifgi.jp/wp-content/uploads/2020/12/20201223_IFGI_法人特別会員WG報告書.pdf

全銀協「金融取引の代理等に関する考え方」構成

I. 金融取引の代理等に関する考え方

- 銀行界を取り巻く現状 (代理取引の課題)
- 状況別の対応の考え方

| 状況 | 本人に認知判断能力があるか | | | | |
|-----------|---------------|-------------------------|-------------------|----------------|----------------|
| | あり | なし* | | | |
| | | 本人取引 | 代理取引 | | |
| | | | 代理権はあるか | | |
| | あり | | なし | | |
| 想定される取引形態 | (1) 通常取引 | (2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引 | (3) 法定代理 (成年後見人等) | (4) 任意代理 (親族等) | (5) 無権代理 (親族等) |

※ 一部認知判断能力が低下しているケースも含む。

II. 銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方

- 地域における社会福祉関係機関
- 社会福祉関係機関等との連携
- 個人情報保護法上の留意点

全国銀行協会「不測の事態における預金の払出しに関する考え方について」 (令和4年5月16日公表)

- 全国銀行協会において、預金者に突然の病気や事故等の不測の事態が生じた場合の親族等代理人による預金の払出しに係る判断のポイント等を整理し、考え方として公表

不測の事態における預金の払出しに関する考え方

2022年5月16日
一般社団法人全国銀行協会

全銀協「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」構成

- I. はじめに
- II. 状況・場面設定
- III. 判断のポイント
 1. 預金者本人の状態の確認方法
 2. 依頼人の範囲
 3. 対象預金の範囲
 4. 資金使途の範囲
 5. 金額上限・回数上限の設定
 6. 出金方法
 7. 払出しに応ずる期間に対する考え方とその他制度への引継ぎ

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況

- 令和元年5月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合（以下「導入割合」という。）：50%（令和4年3月末）」をKPIとして設定
- 令和4年3月末時点の導入状況を調査した結果、導入割合が約69%となり、KPIを達成していることを確認。また、令和5年3月末時点の導入割合は約70%と、継続して増加していることを確認し、当該調査結果を金融庁HPにて公表

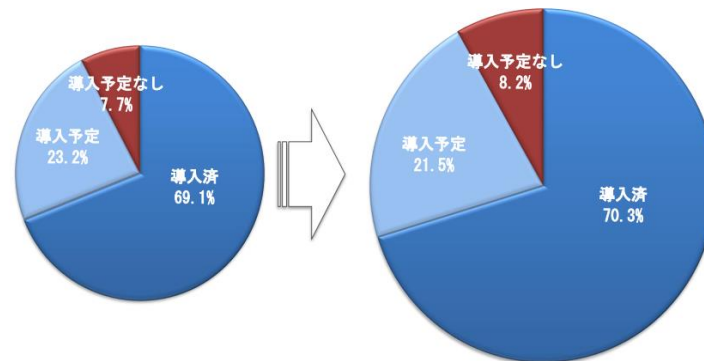
後見制度支援預貯金・後見制度支援信託等 導入状況

令和5年11月17日
金融庁

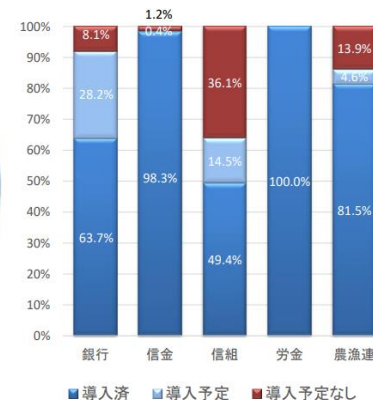
導入状況

- 令和5年3月末時点における、支援預貯金又は支援信託の導入割合は約70%と、導入済の金融機関は引き続き、増加している。【図表1】
- 業態別の導入状況をみると、一部の業態で取り組みが進んでいない状況がうかがわれる。【図表2】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況
(令和4年3月末) (令和5年3月末)



【図表2】業態別の導入状況

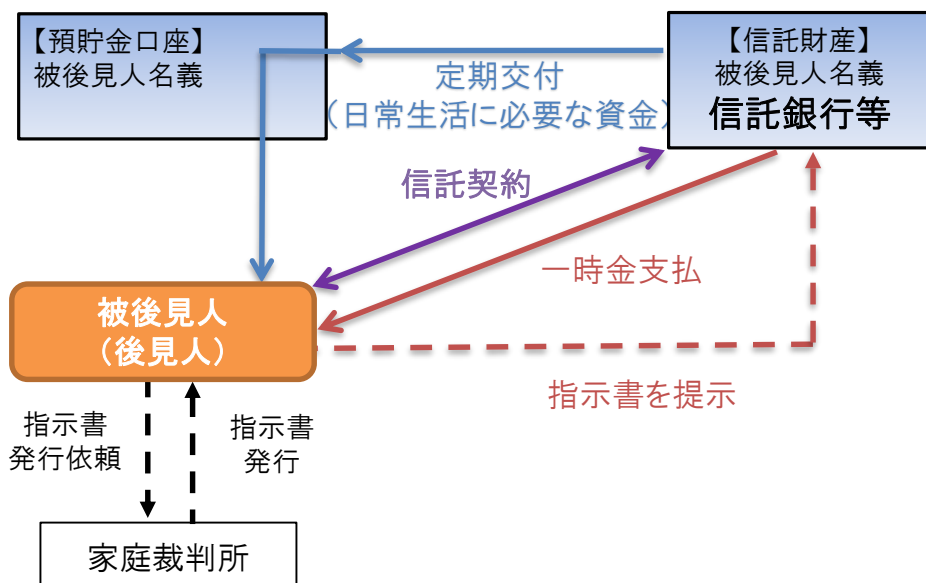


※図表1、2ともに個人預貯金残高ベースの割合

(ご参考) 支援信託及び支援預貯金のスキーム

後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等

